白川町訓令甲第５５号

庁　中　一　般
各 出 先 機 関

白川町貨客混載運送事業実施要綱を次のように定める。

令和８年９月１５日

白川町長　　佐　伯　正　貴

白川町貨客混載運送事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、白川町コミュニティバス条例（平成３０年白川町条例第２６号。以下「条例」という。）及び白川町コミュニティバス条例施行規則（平成３０年白川町規則第１５号）に基づき、自家用有償旅客運送の車両を用いて行う少量貨物有償運送（以下「貨客混載運送」という。）の適正な運営及び実務に関し必要な事項を定めるものとする。

（運行管理と委託）

第２条　貨客混載運送の運行管理は、町長が常に安全確保及び定時運行に努めてこれを行う。

２　町長は、貨客混載運送の受付、使用料収受及び運行実務並びにデータの収集分析業務を、町がコミュニティバス運行業務を委託する事業者（以下「受託事業者」という。）に委託するものとする。

（利用申込み）

第３条　貨客混載運送を利用しようとする者（以下「荷送人」という。）は、事前に利用の申込みを行わなければならない。

２　前項の申込みは、受託事業者が運営する予約受付窓口（以下「コミュニティバスセンター」という。）への電話予約の際、口頭により次に掲げる事項を申し出ることで、手続が完了したものとし、書面による手続は要しないものとする。

(1) 荷送人の氏名又は名称及び連絡先（電話番号等）
(2) 運送希望日
(3) 主に送付する荷物の品名及びサイズ
(4) 荷物の集荷場所及び引渡場所
(5) その他運行管理上、町長又は受託事業者が必要と認める事項

３　受託事業者は、事前申込みされた内容を速やかに利用者名簿に記録し、適切に管理しなければならない。

（運送の予約）

第４条　荷送人は、貨客混載運送を利用するときは、運送を希望する日の前日午後６時までに、コミュニティバスセンターへ電話により予約を申し込まなければならない。この場合において、送付する荷物の予定個数を申し出るものとする。

（積載貨物の制限）

第５条　貨客混載運送において積載できる荷物は、条例別表で定める規格、かつ、大人が１人で問題なく安全に持ち運び及び移動ができる重量として、１梱包当たり概ね１５キログラムを上限とする。

２　受託事業者の乗務員（以下「運転手」という。）は、前項の基準に適合しない荷物、又は水分・汁等の漏出、強い臭気等により他の旅客若しくは荷物に損害を与えるおそれがあると認められる荷物については、運送の引受けを拒絶することができる。

（使用料の収受方法）

第６条　貨客混載運送の使用料は、荷物の積載時に、荷送人が運転手に対して、現金又はコミュニティバス回数券等により、その都度直接支払わなければならない。

２　運転手は、使用料の収受を確認した上で、荷物の引受けを行うものとする。

（車内積込み、固定及び引渡し）

第７条　貨客混載運送における荷物の車内積込み、車内移動、及び目的地での引渡し等に係る実務は、旅客の安全及び定時運行を阻害しないよう、次に定める手順に従い行う。

(1) 受渡し　荷送人は、車両の出入口において、自ら運転手に荷物を直接手渡すものとする。

(2) 積載及び固定　運転手は、荷物の受渡しの後、車内の指定された積載棚又は積載スペースに速やかに格納し、運行中の荷崩れや破損を防ぐため、ゴムバンド又は固定器具等を用いて厳重に緊結・固定しなければならない。

(3) 目的地での引渡し　目的地において、運転手は、車内の指定積載場所から荷物を安全に取り出し、荷受人が指定する引渡し位置（車両の乗車口、又は車両に隣接する安全な地面等）まで荷物を移動させ、荷受人に直接手渡し、又は指定の場所に置くものとする。

（責任の範囲）

第８条　貨客混載運送における荷物の滅失、毀損その他の損害に関する本町の賠償責任の範囲は、次に掲げるとおりとし、当該範囲内で生じた損害については、本町の故意又は重大な過失による場合を除き、一切の責任を負わない。

(1) 責任の始期　車両の出入口において、荷送人が運転手に対し荷物を直接手渡し、運転手がこれを受け取ったときをもって、本町の運送責任が開始する。

(2) 責任の終期　目的地において、運転手が荷受人に荷物を直接手渡したとき、又は指定場所に荷物を置いたときをもって、本町の運送責任は終了する。

（運行遅延時の対応）

第９条　旅客の乗降、車椅子対応、道路状況等により発生した運行ダイヤの遅延に伴う荷物の毀損又は損害賠償については、白川町貨客混載運送約款第１５条及び第１９条第４項の規定に基づき本町が注意を怠らなかったことを証明しない限り、使用料の範囲内で賠償を行うものとする。

（実績報告及び分析）

第１０条　受託事業者は、日々の運送から得られる次のデータを収集・整理し、定期的に町長へ報告するものとする。

(1) 利用申込数及び荷物の個数

(2) 収受した使用量の実績

(3) その他町長が指示した事項

２　町長は、受託事業者が運行管理に関して取得した個人情報について、漏えい等の防止に配慮し、適正に管理しなければならない。

（補則）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、貨客混載運送の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　貨客混載運送の荷物の受取場所及び引渡場所については、当分の間、町長が指定した場所に限るものとする。